

令和6年6月（第6回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和6年6月18日（火）18:00～19:00

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

床本部長、中村次長、佐々木学校教育課長、長嶺学校教育副課長、藤井教育支援課長、森田上宇部中学校長、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 要 旨

- 教育長 : ただ今から、令和6年6月18日の第6回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。
- 教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和6年3月7日開催の令和6年第3回の議事録、令和6年4月16日開催の令和6年第4回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。
(全員異議なし)
- 教育長 : それでは、令和6年第3回及び第4回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。
- 教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。
- 教育長 : それでは、本日の議題は、議案第7号「家族でやま学の実施について」、議案第8号「短期留学制度について」の2件と、その他の事項として、「宇部市立中学校制服改訂委員会、市立中学校新制服の完成報告について」、「寄附の報告について」の2件となっています。
- 教育長 : 教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について、全て公開としてよろしいですか。
(全員異議なし)
- 教育長 : 異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。
- 教育長 : 本日は、その他の事項「宇部市立中学校制服改訂委員会、市立中学校新制服の完成報告について」、上宇部中学校の森田校長先生に御出席いただいておりますので、順番を変更させていただき、はじめに、その他の事項「宇部市立中学

校制服改定委員会、市立中学校新制服の完成報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育支援課長：それでは、本日、中学校校長会の会長である上宇部中学校森田校長にお越しいただきましたので、ご説明をお願いしたいと思います。

上宇部中学校長：それでは、説明させていただきます。まずは、改定委員会発足の経緯についてお話させていただきます。最初に藤山中学校、続いて東岐波中学校が機能性や経済面において優れているなどの理由で制服を改定されました。しかし、各校単独で進めるには、かなりのエネルギーが必要であり、市全体で統一して改定できないかということになりました。そのため、保護者・生徒等の要望が強ければ実施することとなり、資料1 保護者向けアンケートの実施のとおり、令和5年11月に実施したところ、賛成44%、どちらでも良い46%、反対10%という結果で、賛成多数で変更する方向で話が進み、保護者、PTA代表者などのメンバー10名で構成された宇部市立制服改定委員会を立ち上げ、新しい制服についてどうするか協議を行ってまいりました。まずは、制服のマスターメーカーを決めるプロポーザル公募を実施したところ、令和6年1月18日に明石スクールユニフォームカンパニーに決定しました。また、デザインについて、保護者や生徒から案をいただきまして、最終的にスラックス・スカートのデザインをどうするかというのが1番のポイントになりましたが、いろいろ見ていただき、Webでアンケートを実施した結果、1番人気があったグレーの柄が大きいものに決まっています。ネクタイやリボンについては、差別化を図るということで、各校スクールカラーのものを選んでいます。また、夏用ポロシャツについては、下が透けないもの、汚れが目立たないものなど、2種類用意してどちらでも選べるようにしています。今の小学校6年生が、中学校1年生に入るときにこちらをお選びいただいて、移行期間は5年間としています。このほか確定ではありませんが、暑さ寒さの感じ方はそれぞれ違いますので、これにベストを合わせたり、セーターを合わせたりなどを検討しています。価格について、現在のところ詰襟学生服は3万円から5万円が相場ですが、ブレザーでは、基本上下で3万3千円程度になります。また、ブレザーが主流になることで、詰襟学生服の相場が上がり、逆にブレザーは製造ラインが一本化され更に安く提供でき、機能性も良くなる見込みです。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：藤山中学校の制服は、柄や色が少し違いますか。

上宇部中学校長：上のブレザーはほぼ一緒ですが、スラックスの柄が少し違います。女子のスカートも、厚東川の青色と藤山の藤色を合わせた色となっています。これについても、保護者や生徒の意見を聞きながら移行期間で変わっていく見込みです。

委員：移行期間中はセーラー服でも良いということですか。

上宇部中学校長：そのとおりです。

委員：下に体操服を着るなどの重ね着は可能ですか。

上宇部中学校長：可能ですが、不衛生ですので学校ではしないように指導しています。

委員：オーダーではなく既製品ですか。

上宇部中学校長：基本、既製品です。

委員：裾をダブルにするなどは可能ですか。また、2つボタンの着方はありますか。

上宇部中学校長：裾は基本、シングルを規定にしています。ボタンは、公式の場合は、2つボタンを留めることが正しいようですが、学校の指導範囲内によるものかと考えます。

教育長：他にご意見がないようですので、それでは、議案第7号「家族でやま学の日の実施について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：それでは学校教育課から説明します。前回の教育委員会議でこの件については、方向性について承認いただいています。資料の方も大きく改善をしていますが、一部ご説明をさせていただきます。資料の3制度概要(5)給食については、「家族でやま学の日」活用日の前々月の20日までに申請があった場合、停止する。このことについて、学校給食課と協議を行い対応可能であるという判断で整理しました。(6)○保護者と子どもを預ける大人(成人)の双方の合意があれば、地域や子育て支援団体等の保護者以外の大人と一緒に活動する場合についても活用可能。このことについて、文言の整理を行いました。5スケジュールの市内企業等への協力依頼について、商工振興課と打ち合わせを行っており、商工会議所、各企業に案内する予定です。以上で説明を終わります。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：3制度概要(6)活用に伴い受けられなかった授業の学習内容は、原則、家庭学習で補うについて、何をやったか分からなければ補えないと思います。関連して、4課題(1)活用日における授業内容の理解(教員による学習内容の理解状況の把握、必要に応じた補充的な学習の実施)について、詳しく教えてください。

学校教育課長：基本的には事前申請ですので、申請があった時点で、可能であれば事前に学習内容等は提示すべきと考えています。併せて、フォローアップについて、各家庭での学習状況はチェックの後、必要に応じて課題等を新たに提示すべきと考えており、フォローアップは可能と考えています。

委員：3制度概要(4)申請については、事前に保護者から学校へ所定の申請書を提出するについて、紙での申請になりますか。

学校教育課長：スタート時点は紙での申請ですが、今後、電子化も検討していきます。

委員：3制度概要(3)③その他、校長から年度始めに指定のあった日となっていますが、年間行事予定表に示されてお知らせされますか。

学校教育課長：年間行事予定表に示すかどうかは各学校判断になりますが、必ず提示するよう校長研修会で説明及び指示します。

委員：4月や5月は指定日が示されていないため、使用しづらい。年度を跨いで、翌年度の行事予定が把握できるような検討はされていますか。

学校教育課長：今後、課題として意見を聞きながら検討していきます。

委員 : 3 制度概要(6)○「体験」「探究」の学びの要素があれば、県外や旅行に出かけることも可能。このことについて、帰省も対象となりますか。

学校教育課長 : 学びの要素があれば可能です。

委員 : 申請のハードルが低いことを伝えることが重要だと思います。

教育長 : ご意見がないようですので、議案第 7 号「家族でやま学の日の実施について」は承認ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 続いて、議案第 8 号「短期留学制度について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育副課長 : それでは学校教育課から説明します。資料の宇部市立小中学校短期留学制度実施要項について、宇部市外の小中学校に通学する児童生徒が、現在の住所地に住民票を置いたまま、宇部市立小学校及び中学校に通うことを可能とすることで、宇部市外の児童生徒に多様な学びの機会を提供することを目的としており、2 学期開始日である令和 6 年 8 月 26 日から実施したいと考えています。先進地事例としては、徳島県で平成 28 年度から都市圏の小中学校が住民票を異動させることなく、徳島県内の公立小中学校で学ぶことができるデュアルスクールという制度を導入しています。また、長野県松本市でも、都市圏に限らず広く市外から募集している事例もあります。宇部市の受入学校は、北部地域の学校を中心とする全ての市立小中学校としています。短期留学の期間について、原則として、5 月から翌年 2 月上旬までの間で、最短 1 か月 とし、児童生徒の希望等をもとに、受入学校と協議して決定します。対象者について、宇部市外の小中学校に就学する児童生徒、宇部市内に居住地を確保することができ、その居住地から通学可能な児童生徒、保護者とともに生活できる児童生徒、他の児童生徒と協力して学校生活を送ることができる児童生徒、の全てを満たす児童生徒となります。短期留学のイメージについては、資料の募集概要のイメージ図のとおりで、お試し移住となりますので、住民票は異動しませんが、学籍を宇部市の学校に異動させるため、宇部市での就学期間は出席日数として認められる仕組みになります。就学までの手続きの流れについて、はじめに、宇部市教育委員会学校教育課に連絡、学校教育課から受け入れ希望学校に連絡し、保護者と学校で日程等を調整のうえ、見学や面談等を実施していただきます。その後、学校教育課から受入可否についてお知らせし、受入可の場合は、学校教育課へ区域外就学の申請書を提出いただき、受入予定の学校、現在就学中の学校へ必要な手続きを行い、受入学校への通学が始まります。準備いただく物品、負担いただく費用について、教科書は住所地で使用している教科書と同じ場合は持参していただき、異なる場合は受入学校で用意します。また、必要な副教材がある場合は、ご家庭で購入をお願いしています。タブレット等の I C T 教材は受入学校で貸し出しを行います。給食費や校外活動費等は、ご家庭でのご負担となります。また、住まいについて、希望の地域によっては、宇部市の移住定住推進課から、お試し住居制度をご案内することもできます。そ

れから、短期留学であるため就学援助の対象にはなりません、希望する児童生徒が学校まで通学する際に、遠距離となる場合の通学費についても、別途検討中です。想定される世帯としては、宇部市の学校での学びや体験を通して、多様な価値観等を育みたい世帯、市内と市外に生活拠点のある世帯として、例えば、単身赴任や里帰り出産などの世帯が考えられます。周知方法は、市ウェブサイト、報道発表、LINEでの周知となります。移住定住推進課では、年4回程度、東京・大阪でPRする機会があるため、募集要項等を持参いただき、PRしていただくようお願いしています。以上で説明を終わります。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 制服の貸し出しはありますか。

学校教育副課長 : 原則、現在使用されているものをご使用いただきます。

委員 : 中学生にとって、制服が違ふと制度を利用しづらいと想定されるため、制服の貸し出し等があると利用しやすくなると思います。

学校教育課長 : 予算面で可能かどうか検討していきます。

委員 : 受入学校は、北部地域だけではなく、全地域の小中学校が対象でしょうか。

学校教育副課長 : 募集概要では、特に北部地域の学校では、少人数を生かした学習指導や自然環境などを生かした多様な学習を体験することができますと記載していますが、全地域の小中学校が対象です。

委員 : 短期留学期間は、原則として、5月から翌年2月上旬までとなっていますが、年度跨ぎは可能ですか。

学校教育副課長 : 学校と対応可能か協議して検討します。

委員 : 居住地の学校に通うことが原則ですか。

学校教育副課長 : 通学に問題がないかよく協議して、問題がなければ居住地以外の学校も可能です。

教育長 : ご意見がないようですので、議案第8号「短期留学制度について」は承認ということでよろしいでしょうか。
(全員異議なし)

教育長 : 次に、その他の事項で「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 : 5月の寄附について報告します。5月は2件の寄附がありました。1件目は、令和6年5月2日匿名の方から、平成24年度から通算145回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。2件目は、令和6年5月3日に宇部サルビアライオンズクラブ 会長 小平 敏彦 様から、宇宙教育の推進に役立てていただくためとして、1,000,000円の御寄附をいただきました。説明は以上です。

教育長 : 報告については以上となりますが、何かありましたらお願いします。
では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。